

月例総会議事録

1 招集日時 平成30年 8 月17日（金）

2 開会日時及び場所

平成30年 8 月17日（金） 午後 1 時45分

防府市役所 1 号館 3 階 南北会議室

3 閉会日時 平成30年 8 月17日（金） 午後 3 時

4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗
（5 番）井元 均 （6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （8 番）古谷 修造
（9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第41号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について

議案第45号 農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第55号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第56号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第57号 農地法第 1 8 条第 1 項但し書きの規定による合意解約について

報告第58号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第59号 現況証明書の発行について

報告第60号 農地法施行規則該当転用届について

報告第61号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

10番 田村 正信委員

11番 石田 卓成委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから8月の月例総会を開催させていただきます。

本日は、委員さん全員御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

では、会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、10番、田村正信委員さん、11番、石田卓成委員さんです。よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第41号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第41号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されており、2件とも所有権の移転です。目的は規模拡大が2件です。別途の営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。

議案第41号、1番について説明します。

この案件は、———の土地を———に譲渡する所有権移転の農地法第3条の許可申請です。場所は資料1ページにありますように、———にかかっています———より北東へ約400メートルのところでは、8月10日、現地確認と———に聞き取りをしました。その土地は長年、耕作放棄地として管理されておりました。その隣接したところに———の土地がありますので、———がときどき草の状態を見て、畦周りや全体の草刈りをしていたということです。その考えもありまして、どうせ毎年草刈りをすることになるのであれば、自分の土地にも隣接し

ているし、譲り受けて営農しようと思っている、それからなるべく元気なうちに———の土地の譲渡をお願いして、自分の土地として管理すれば、耕作放棄地もなくなるし、自分の田んぼに影響がなくなるので、その譲渡のお願いをしたということです。それから、また、市内に子どもさんがおられるようで、将来管理はしてくれるだろうと思っているということです。現在は夫婦で野菜を40a、水稻が50a、作付しています。水稻作業は、近所の知人に一部依頼していますが、それから譲渡人———の話では、長年管理していないので迷惑をかけていた、遠隔地でもあり管理できないので、今回———からの譲渡の話を問題なく受け入れることにしたということでした。

それから、農地法第3条第2項各号の登記の権利移譲の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率要件について、譲受人は耕作要件を農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号は、農地所有適格法人以外の法人の規定及び、第3号信託要件規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断します。

5号の下限面積ですが、満たしております。

6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えています。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。

皆様方の御審議お願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、田村です。

議案第41号の2は所有権の移転です。現地確認及び申請者の聞き取りを8月14日に譲受人と、譲渡人の———には電話にて8月16日に行いましたので報告します。

現地は資料3ページ、———の北側に当たります。譲渡人の———は譲受人

の————の——に当たります。————は——であり、今まで————である
る————に耕作を依頼しているし、後継者である————に託したいとのことでした。

なお、資料４ページの営農計画のとおりです。

以上のことにより、取得後、全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通勤距離などから
しても問題がなく、別段面積も超えているため、許可要件を全て満たしています。

以上で、皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、
挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、２番可決承認いたします。

続きまして、議案第４２号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明いたします。議案書の２ページ、資料は５ページからになります。

議案第４２号につきましては、農地法第５条の規定による許可申請が９件提出されております。

なお、受付番号２は取り下げになっております。

転用目的は、建売住宅３件、太陽光発電設備２件、納骨堂１件、資材置場１件、進入路１件、長屋
住宅１件です。

受付番号１、納骨堂です。農地区分は集団農地面積１．２haの農地で、いずれの法令にも該当しな
い農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号３、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積３．５haの農地で、いずれの法令にも
該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号４、建売住宅です。農地区分は集団農地面積５．８haの農地で、いずれの法令にも該当し
ない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号５、建売住宅です。農地区分は集団農地面積２．８haの農地で、いずれの法令にも該当し
ない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号６、長屋住宅です。農地区分は集団農地面積１．１haの農地で、いずれの法令にも該当し
ない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号７、建売住宅です。農地区分は集団農地面積３．２haの農地で、いずれの法令にも該当し
ない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号８、資材置場です。農地区分は集団農地面積１．２haの農地で、いずれの法令にも該当し
ない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号9、進入路です。農地区分は集団農地面積1.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号10、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○4番 4番の宇多村でございます。

議案第42号の1は、農地法第5条の規定による許可申請でございます。

まず、現在、——でございますけれども、——の個人名義の——の名義の土地を——名義で名義変えしようとするものでございます。目的は、永代供養塔の建立でございます。

まず、位置を説明させていただきます。

資料、議案第42号の1の資料5、6、7ページに位置関係を示しています。

全体的な位置は、6ページがわかりやすいと思いますが、——の市役所の出張所、公民館がございますけれども、——をしております。その交差点から真っすぐ北へ上がっていく一本道があります。その山側の一番上がったところ、そこに申請地である——というのがあります。——の高架の下をくぐって行きます。

——の概要とすれば、位置関係も、5ページに、——の略図がございます。一番上り詰めたところに——。これは——では——なんですけれども、ここに——がございます。納骨堂建立ということでございますが、現在の——の方の墓の位置は——の上に100mぐらい上がった斜面に、50mから100mくらいの斜面にたくさん昔からの墓地が残っています。それを現在の——の下、緑色で示された、——の下、濃い四角で囲んでありますが、あちらに、永代供養塔を建立しようということでございます。

事業の内容といたしましては、8ページに、納骨堂購入に至る経緯も含めて記載されておりますので、そちらを参照していただきたいと思います。まず、申請地の利用計画です。そもそも、なぜ、納骨堂を建てようかということになった経緯も含めて、こちらに書いてありますが、まず、——の方が都会へ転居して、個人の墓とか、そういった管理が困難という——が増えてきたと。おまけに位置関係も、——の上の斜面にありますから、その斜面を上っていくことが困難だということで、——の下の便利の良い土地に永代供養塔を作ってもらえないかという話は以前からあったと聞いています。

現地の確認については、先日の8月13日月曜日に事務局の方と委員長代理の中山さんと電話して、行いました。併せて、その——でございますが、今までの経緯をお話によって確認させていただきました。ぜひ、許可を取らせていただきたいと思いますということを言っておりました。

事業の実施の状況、または、事業規模ということで、——は、いわゆる——を年3回開催して、毎

新たに申請地を取得しなければならない理由、今後の事業の見込みとありますが、ここには
150基を収納できる納骨堂を建立するという事でございます。その下に理由が書いてあります。
建立の理由は、———になって、なかなか耕作も困難となったためということで、——に
近いからということで選定されております。

それと、公道との接続状況がありますが、隣が道であり駐車場もありますので、周辺の土地に対する懸念はございません。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保にも支障はないと考えておりますので、皆様方の御審議よろしくお願いいたします。

譲渡人は——で、自家用野菜は作っていらっしゃいますが、水稻等ほかの農作業を今全くしていな

いということです。田んぼはあるんですが、———については、———に管理をしてもらっています。北側にある農地については、草の管理をしているだけです。譲渡先をずっと探していたということで、今回この話がありまして、譲りたいということです。

この案件に係る農地法の許可基準については、第2種農地ですので、周辺の土地の代替がない場合は良いということになっていますので、その部分では妥当だと思います。また、一般基準の転用確実性については、許可が出て発注しますので、1年以内には着工するということでした。

水利組合については、——改良区に通知するということです。

それから、すぐ南側に民家があります。21ページに設置図がありますが、ここの通路と書いてあるところ、入り口がそのお宅が持っている土地です。通路を借りることにされているので、説明は済んだということでした。

周辺農地への被害防除措置についても、ほとんど作付されておりませんし、左隣の田んぼは譲渡人のものです。右側は草の管理だけの状況になっていますので、特に問題はないと思います。

設置後の管理についても確認しましたが、雑草等について、———なんですが、どうやって管理するんですかという確認をしましたところ、こちらで雇用して管理をしますということでした。今、———にも建設していますので、これと併せてやる予定だろうと思います。

それから、もう1点、21ページのところで、通路というのが設けてあります。北側にありますが、その段々になっているんですが、左側の農地が———の農地で、その農地に入るための通路を残すということです。車が入れるように、ここは通路を確保するということで、話がついているということでした。

報告は以上です。皆様、御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは質疑に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。最後に言われた通路なんですけど、隣の農地を通して入るんですか。

○1番 いえ、隣の農地に入るために、ここを残す。

○11番 南側の家の人は同意されている。

○1番 同意されています。この通路の手前、そこがこの家の人の土地なんです。それを通してもらうという話をしに行っていますので、太陽光発電を作るというのは了解が取れています。

○11番 了解です。わかりました。

○藤井会長 ほかにございませんか。

申請地の隣の土地も、いずれは太陽光になるんだろうけど。交渉のときに入口の宅地の方の了承が取れている面もあるんですけども、今回は申請地に入るための通路をわざわざ提供されるぐらいですので、その辺のところは、ちゃんと話がついているんじゃないかなと思います。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、3番可決承認いたします。

続きまして、4、5を一括上程させて下さい。地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

議案書の2ページの4、5、それと参考資料23ページからをご覧ください。

まず、4番についてですが、——にお住まいの——が所有しておられる農地を——に譲り渡して建売住宅5棟を建てる予定です。今まで、この5番にある——、——の方なんですが、この方に管理をお願いされていたということですけど、この——、10年ぐらい前は自分で作られて、最近まで管理も頑張って、耕して、何とか、草が生えらないようにやられていたんですけど、もう——ということもあり、機械を全部手放して、今後作る見込みがないと思っていたところに——から譲ってくださいというお話があって、兄弟そろって譲り渡すようになったということです。

8月14日に会長と事務局と一緒に現地確認に行きました。4番、5番、場所は離れているんですけど、4番のほうは——の近くで、5番のほうは——の近くなんですが、両方ともコンクリートでちゃんと囲いがしてあって、農地としては作りやすいような、草とかほとんどないような感じなんですけど、どうしても、今後管理できる見込みがなく、限界のようです。農業委員としては、致し方ないのかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、お願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第42号の6は、——の農地を——が譲り受け、長屋住宅を建築するため、転用したいという案件です。

現地確認を13日、事務局2名と小委員長とともに行いました。また、後日、電話で——に聞き取りを行いましたので、結果を御報告します。

現地は、——の北側交差点を北西に500mぐらい行ったところにある農地でして、現在、周り

も農地ですけれども、全然耕作されておられません。電話で聞き取りましたところ、こちらの農地のみ、昨年まで水稻されていて、年々水が当てづらくなってきていたところだそうです。いよいよ昨年、これはもう無理だということで、このたび、買い手があつたので、譲り渡すことに決めたそうです。

事業計画ですが、38ページをご覧ください。長屋住宅が3棟建つ予定です。施工は———がされます。

防除計画ですが、40ページを御参照ください。水利組合への説明も7月30日されておまして、雨水、汚水ともに農業用排水路に流されるということです。申請地の周りも、先ほど申しましたけど、農業を全然されているふうではなく、荒地になっております。ここがちょっときれいになるので、致し方ないかなと思います。

以上説明となります。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番可決承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、お願いします。

○11番 11番、石田です。

7番の案件については、参考資料の10ページをご覧ください。

———が———に農地を譲り、建売住宅4棟を建てるため転用しようとするものです。

———、もう、稲作は10年ぐらいやられてないみたいで、今まで草の管理だけは自分でしていたとのことです。ほかにも、もう1反ほど農地は持っておられるんですが、こちらは奥さんが畑として作られているそうですが、今回出ている42号の7の農地だけは、草の管理だけずっとしてきたということです。もう、今後も作る見込みがなく、周りがどんどん変わってきて、農業もできないような環境になりつつある中、———ということも相まって、売却してしまおうと決断されたとのことです。周りがどんどん宅地化しているので、致し方ないのかなと思う次第です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決承認いたします。

続きまして、8、9一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

42号の、8と9でございますが、場所については、——から北に300mぐらい行ったところでございます。

まず、8のほうからですけど、——所有の農地を——が買い取り、資材置場として転用しようとするものでございます。

参考資料の51ページをご覧くださいけるとよくわかると思うんですけど、残土の仮置場や石材、真砂土、碎石、木材などを置かれる予定です。

なお、2.9mほど盛り土して、そういう場所を作ろうというものです。ただ、ここは入る道がないということで、42号の9ですけど、——という——の方が持たれている隣地をこちらから大型車で出入りできるように、55ページの緑の部分の部分を借り受けて、こちらから出入りしたいということでございます。

現地確認は、8月14日の午後から会長と事務局一緒に行かせていただきました。42号の9ですけど、ちょっといびつな形で借りられるようにはなるんですが、もうちょっと下側の、55ページの緑で囲んであるところのすぐ南側の部分から入れないのかなとも思っていたんですけど、小屋が建っていて、これを崩して借りるわけにはいかないということで、55ページの緑の枠内、いびつな形で借りられるようになったとのことでした。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。何かございせんか。今、石田委員から説明がありましたけど、農地のど真ん中に通路をとということで、農地の有効利用から、いかかなという皆さんの御意見もあるんじゃないかという気がするんですけど、何かございせんか。進入路を通るこの農地を今地上げをして、——が畜産やられているわけですけども、牧草をいずれ作りたいということで、畑地造成をされているんですけども。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、9番も可決承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第42号の10は、追加資料で行くと、——の農地を——が購入して、今回、——が太陽光発電事業のために賃貸借をしたいとする申請でござい

ます。

先月の月例総会の議案第37号の3と4で、———の太陽光発電事業の申請がありましたが、これは皆様方に御承認いただいたところでございますが、今回は———が経営されております———が買い取りでなくて、賃貸契約で太陽光発電事業をしたいとする申請でございます。8月14日に吉本小委員長さんと事務局の2名の方と農地の現地確認をいたしました。

なお、今回確定している農地の所有者———とは、これは今回が3段目でございますが、1段目があった———の農地を去年の5月の月例総会でかけていますが、その前頃から、———と頻繁に相談を受けておりますので、今回は資料の来たものを追加資料ということで、配っているんですが、お盆に入りまして、電話しても通じないということで、ヒアリングをしていません。今回、太陽光発電事業をしたいとする———の———には、上のほうにございますが、8月16日に電話にてヒアリングをしています。また、———の———さんとは、これらの申請で再三来宅いただいて、詳細について頻繁に相談させていただいておりますので、これらの結果等について御報告をいたします。

農地の現況についてですが、これは草刈り等の保全管理はされておりました。この当該農地の場所は、追加資料のお手元の資料のとおり、———の———の———に隣接した北側になります。先月の7月に———の分を農転をしましたが、そのすぐ隣でございます。

まず、———の農地は———が亡くなられて以降は、もう15年ぐらいたつんですが、全く耕作はされておられません。また、用排水、あるいは、農道等のインフラ整備は全て破壊なり破損をしております。また、農地パトロールの指導で、年間1回程度は草を刈るよという指導で、私が全体の地区の一員になりまして、1回ほど———にお願いして対応したわけですが、イグサがものすごく生えているということで、イグサ1本に1時間ぐらいかかると。とげがありますので。それで、その後は再三———に頼みに行くんですけども、受けてくれません。当然、———も行ったんですが、木が立っているからだめだと、これもやってもらえないということで、大変私弱っていたんですけども、実際には、———から話があったとき、ちょうど、私も、この対応について———に話しましたところ、年に1回程度なら私のほうでやってあげましようということで、いわゆる第3段から第4段の計画の全ての農地の保全管理は———でやってくれております。私も、そういった面で大変助かっているということでございます。

それから、———の資金計画なり、資金繰りについては、某銀行より融資証明書が出されております。

なお、この———で、この太陽光発電事業ができるかどうかということで、———とそれに関連するような資料をチェックした結果、もらった———では、事業としてやっていないわけでございますが、山口地方法務局の履歴事項全部証明書というのがございますが、これを見ますと、平成29年

12月21日付で変更及び登記がされております。したがって、問題ない。これは売電事業もできるということで、書いてございました。

なお、被害防除計画でございますが、これは雨水のため、排水計画では自然流下となっておりますが、昨年の5月の月例総会の議案第24号の8と9で報告いたしましたとおり、この一帯が全部太陽光発電をする計画がありましたので、先月の月例総会、7月の月例総会でございますが、このときに既に御報告いたしましたとおり、———の———さんに、最近ゲリラ豪雨のような異常な気象が続いているということから、必ず雨水の排水路を設置するようにお願いしたところ、了解をいただいているところでございます。

なお、水利関係者の同意については、雨水のみであって、特に必要ありませんが、私、———の世話をしております、いろいろ問題が出ていけないということではありますが、前回——判断して、相手方には了承をしております。この申請地は第2種農地のため、まず、立地基準では、周辺の田の農地では事業目的が達成することができない場合は良いという規定がございます。また、一般基準では2つばかりチェック項目があります。確実に転用されるのかどうかということについてですが、今報告しましたように、平成29年12月21付で、この売電事業ができますよということの変更あるいは登記が既に完了しております。また、某銀行からの融資証明が出ております。いずれも良好でチェックがかかっているということから、問題ないと思います。

次に、もう一つ、周辺の営農条件に悪影響を与えないかどうかということについては、この周辺で残った農地は、あと一つ———の農地があります。図面で見いただきますと、ほとんどもう斜線になっていますね、太陽光既に完成したところでございます。そのすぐ———に一つありますが、これも———の農地でございます。奥に農地らしきものがないので、問題ないと判断いたしております。

また、排水関係については、先ほど報告したとおりでございます。

したがって、これらの審査基準はいずれもクリアしていると地元民としては判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

私のほうから一つ、この申請地にはどこから入るようになるんですか。

○8番 これは、今、工事をする場合は、———の、最初に第1段として申請のあったところにちょうど車道ができております。そこから入る。

図面で見ますと、42号の10というのがありますね、これが今回ということですが、そのこの書いてある矢印のところのちょっと下に水路がありますが、ここに通路を作っています。その通路から入れるようになります。川には橋もかかっております。ただ、矢印が第42号の10というのがあります。

すよね、それをちょうど下に、ちょうど横に、県道の方からずっと流れてきておりますが、ここに4メートルぐらい道路を作っています。それを利用して対応すると。

○藤井会長 土の斜線の部分が同じ施主ということですかね。今回の申請者と一緒なんですか。

○8番 いや、申請は違います。

○藤井会長 それは了承取れているんですか。

○8番 今、これは——が預かりになっています。——が、これ、あつせんして、その了見で取りつけていますので、問題ないです。——から、——が買われて、あつせんして対応するというんだけど、この土地そのものが御近所の方とトラブルがあるということで、今、そのままになっています。前回4月に御報告したと思いますが、ここは——が、もう既に1年たっているのに、まだ、やっていないんじゃないかということで、今、誓約書を取りつけています。間違いなく2年までには、——の土地については、自分のところでもやれるから、自分のところで太陽光やりますという誓約書を取っています。したがって、ここの土地は——が自由に使える土地ということで、あそこに道路ができています。4mぐらい。それを利用して、あそこで工事をするということです。

○藤井会長 わかりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番可決承認いたします。

続きまして、議案第43号、事務局をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書4ページに内容記載しておりますので、ご覧ください。

議案第43号につきましては、平成30年8月24日付公告予定の利用権設定の申請が1件提出されております。農地の集積面積は2,397m²でございます。

内容としまして、使用貸借の設定が1件、再設定1件となっております。それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第44号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書５ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第４４号につきましては、県で公告予定の利用権設定が１１件になります。内容としまして、１１件全て以前総会に諮った案件になりますが、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものになります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、４３号、４４号審議に入ります。

４４号につきましては、関連のある委員さんは石田委員さんですけれども、発言を控えるようお願いいたします。

それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。御意見がないようでしたら、石田委員から何かありますか。

○１１番 今まで、僕個人や家内の名義で受けたものを１回解約して、会社、農業法人作ったので、そっちに全部移したということでございます。

○藤井会長 ほかに何か御質疑ございませんか。

○１１番 １０、１１の———って、———の弟さん。新規就農。

○藤井会長 これも、今回、———ですけれども、これを兄弟の兄のほうで５年ぐらい前に新規就農しておりまして、このことも手伝うようになりまして、今回新たに新規就農者として営農開始するというので、農地を探しておりました。私が借りていた農地を今回新規就農者に譲り渡したという形で、引き続き管理してやっていただくということです。

○１１番 弟の青年就農給付金は、ちゃんと……。名前変わったんですかね。

○藤井会長 それは今どうなっているかはわかりません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは御意見がないようですので、採決に入ります。議案第４３号、議案第４４号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第４３号、４４号可決承認いたします。

続きまして、議案第４５号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書８ページ、議案第４５号農地利用最適化推進委員の辞任についてでございます。

去る７月１９日に——地区担当の——推進委員から辞表が提出されました。農業委員会等に関する法律第２３条で、推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる定められていますので、同意を得ようとするものでございます。

辞任の理由は、農地等の利用の最適化推進業務を全うできないためとされております。具体的には、

いろいろな活動をされていて多忙であり、また昨年、病気にかかれてから、体調面でも不安があると。そういったことから、推進委員の業務をやっていくことができないとのことでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 今説明がありましたように、御本人から辞表が提出されたと。その後、対処の仕方として補充しなくちゃいけないわけですがけれども、月例総会で皆さんの御承認を得て、正式に辞任されるという形になりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

何か御意見があればお願いします。ございませんか。よろしいですか。

○16番 補充というのは、どうなるんですか。

○藤井会長 ここで、委員の御承認いただければ、今回辞任して、公募をかけます。

○11番 ああ、公募。

○藤井会長 はい。

○16番 また、前回と同様、公募になるの。

○藤井会長 はい。1人欠員の公募をかけて、1か月程度期間を置いて、それで、正式に農業委員会で承認。

○16番 番号2とありますが、池田さんのところですか。農地パトロールに影響するのでは。

○2番 私も責任感じているんですけど、——、とてもいい方で、最適任者と思っていまして、初めすごくうれしかったんですよ。それで、パトロールも一所懸命やってくださって、責任感の強い方ですので、余計ね、先ほどおっしゃいましたように、体調がすぐれないとか、そういう面もありまして、奥さんも随分心配され、今年は、また特に暑いですよ。そんな感じで、もう、どうしても全うできないという、パトロールが始まる前に、途中でやめたら悪いからと、8月に始まるから。その前に、私に相談してくださったら、まだよかったんですけども、自分でさっさと辞表出されまして、その後、私のほうに來られて、申し訳ないことをしたとおっしゃっています。私もそれ以上もう勧められなくて、体調がどうのこうの言われたら、昨年も実際、一度、救急車に乗っておられるんですよ。また、水利組合とか、ほかの役も持ってらっしゃるようで、これ以上言えなかったのも、事務局さんに相談しました。農業委員候補になる方ですので、農地パトロールで地域を知っていただいて、次にと期待しておりましたので、本当にショックですけど、まあ、仕方ないかなと思っています。先日説明会で、ちょっと意見言われたと思うんですけど、そういう面でも、はっきりものを言われる人なんですよ。そういう思いもあったのかなとも思っています。

お騒がせいたします。よろしくお願いします。

○藤井会長 今説明がありましたように、農地パトロールに入りますので、池田さんには、とりあえずは補助員の方をつけて対応していただこうと思っています。

ここで皆様方の御承認をいただいたら、今後のスケジュールについて事務局から説明しますので、

よろしく御審議お願いします。御意見ございませんか。

○11番 この前、何か意見を言われたということなんですけど、そういう意見が通らないから、さっさとやめる、そういうこともあるのかなと気にしていたんですけど、僕ちょっと議会の関係で来られなかったんですけど、真つ当なこと言われてたん……。

○藤井会長 皆さん御存じのように、あのときに事務局から説明がありましたけども、農家の営農関係の調査を全農家対象に行っていたきたいということを申し上げたときに、そんな暇はない、全部は無理だとおっしゃいましたので、私が、地元農業委員及び推進委員さんとしては、誰が推進委員、農業委員さんか、農家の方に知ってもらわなきゃ困るということで、すぐには無理でも、1年を目途にアンケートを取ってほしいということを申し上げたところです。

○11番 確かに1件1件回って聞きとりやるので、大変な面もあるけど、そこで、例えば、事務局であつたり、農政係であつたり、協力を得ながら進めていかないと、農業委員と推進委員だけじゃ本当にちょっと無理だろうというのは、確かにわからないでもないと思うんですね。今後、そういうのも必要なのかなと。うちの地区がほ場整備の話を立ち上げたので、意向調査として、あと何年ぐらいできそうか、将来託せるか、託せる相手は何年ぐらいできそうかとかまで含めて聞こうと。今息子さんが実際やってくれるという人は多いんですけど、じゃあ、何町やってくれるのかという話なんですよ。やってくれるのはいいけど、2反とか3反とかだったら全然役に立たないわけで。地元としては、その辺も含めて聞き取りを今からしようと話しているんですけど、事務局も御協力をお願いいたします。

○藤井会長 私が前から言うように、もう、耕作放棄地をどうかするということは、これからは地元の方々に主体になっていただいて、自分たちの農地及び農業をどうするかというのを考えていただきたい。そのために、市なり農業委員会なりが、何が提案できて、何がお手伝いできるかと、やっていかなくちゃいけないという思いの中で、少なくとも、地域の皆さんの意向は、ある程度は把握しておかなくちゃいけないなという思いがあるものですから、今回アンケートをやっていくんですけども、偉そうに言うわけじゃないんですが、推進委員の方々を任命させていただいた経緯、本日いらっしゃる小山さんなんかは一所懸命やっていたいでいるんですが、ぎりぎりの人数集めに一所懸命で無理矢理お願いしたというような経緯もありますので、どうにもお願いできないのも重々知っているんですけども、皆さんお忙しくて、お金のためにやられているわけじゃないので、難しい話なんですけども、少なくとも税金から2万円いただいているので、そのぐらいのことはやっていただきたいという思いがあつて、何か努力していただきたいというのが私の思いです。

○11番 多分いい方が見つかるだろうと先ほどおっしゃったんですけど、すぐにある程度目星がつく。この方ならいいんじゃないかとか。

○2番 まだ、了解もらっていないので。

○11番 よさそうだなと思われる方がいらっしゃる。

○2番 ただ、前回、もう少し人数が上がっていたんです。なので、じゃあ、今回は出ないという方がいらっしゃったから、そこへお願いしてみようかねと、石川さんと話しています。

○藤井会長 ほかに御意見ございます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それじゃ、御意見がないようですので、採決に入ります。推進委員——の辞任を御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、辞任を承認したいと思います。

その後の流れについて事務局をお願いします。

○事務局 辞任の御承認をいただいたので、後任の方につきまして、また公募をすることになるんですが、規則の中で、おおむね1か月ぐらい公募するようというのがありますので、早ければ、来週の終わりぐらいから再来週にかけてできるのではないかなと思っておりますので、そこから1か月ぐらい公募して、また、推薦なり、自薦なりで応募をいただきまして、農業委員会で承認をいただくという流れになります。よろしくお願いいたします。

○藤井会長 よろしいですか。

それでは、審議事案は以上です。

報告事項が55号から61号まであります。目を通していただいて、御意見があれば、お願いします。どうぞ。

○11番 この9ページの55号のサッカーグラウンドというのは、何ですか。

○藤井会長 御存じの方、どうぞ。

○3番 3番、中山です。これ——の橋がかかっているんですけれども、その入り口に——、今、——と——があるんですけれども、その前の田だったんですが、今、草がきれいに刈ってあって、保全管理されております土地で、ここにサッカーグラウンドを作って、サッカースクールをされるということを聞いています。ですので、今のところ、まだ、田んぼが草刈ってある状態で、将来的にはサッカースクールをされるということを聞いております。

本物のサッカーの大きいグラウンドほどの大きさはなくて、子どもがちょっとしたサッカーの練習するぐらいの大きさの練習場でサッカースクールを経営されるということです。経営される方は、別の仕事をされていて、夕方とかにスクールをやられるということを聞いております。

○藤井会長 よろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、以上で議案審議は終わりたいと思います。

午後 3 時 00 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 8月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員